

## ウクライナからの避難民受け入れに伴う市営住宅の一時使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、政府が受け入れたウクライナからの避難民（以下「避難民」という。）に対し、一定期間における一時的な居住の場を確保するため、避難民に市営住宅の目的外使用を一時的に許可するにあたり、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 対象となる者は、避難民に該当することが客観的に証明される者とする。

### (提供住戸)

第3条 提供する住戸は、市営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で選定する。

### (使用条件)

第4条 一時使用について、次に掲げる事項を除いては、原則として、公営住宅法、同法施行令、船橋市営住宅条例（以下「条例」という。）及び同施行規則を準用する。

- (1) 使用期間は、原則として1年以内とする。ただし、市営住宅を一時使用している避難民（以下、「一時使用者」という。）から申し出があり、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、期限を更新することができる。
- (2) 前号による更新期間は、更新の始期から1年を超えない期間とする。
- (3) 使用料は、免除とする。ただし、避難民が生活保護の受給を開始した場合は、当該使用許可住宅の収入分位1の家賃を徴収するものとする。
- (4) 敷金は、免除とする。
- (5) 駐車場使用料は、免除とする。

### (入居時の修繕)

第5条 市長は提供住戸を現状のまま使用させるものとする。ただし、通常使用に著しい支障がある場合は、この限りでない。

### (退去時の修繕)

第6条 使用期間が満了した場合、退去時の修繕費用は請求しないものとする。ただし、一時使用者の故意・過失による破損等に係る修繕費用については、この限りでない。

### (申請手続き)

第7条 一時使用の許可を受けようとする避難民は、市営住宅一時使用許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 誓約書
- (2) 避難民に該当することがわかる書類（日本国領事官等が発給した査証等）
- (3) 身分を証明出来る書類（在留カード等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(更新手続き)

第8条 第4条第1号の規定により、使用期間を超えて引き続き市営住宅の使用を希望する一時使用者は、市営住宅一時使用許可更新申請書により申請しなければならない。

(住宅の返還)

第9条 一時使用者は本要綱により一時使用していた市営住宅を返還しようとする場合は、返還する日の7日前までに、市長に届け出をし、条例第2条第5号に規定する市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(返還請求)

第10条 市長は、一時使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該一時使用者に対し、市営住宅の返還を、期日を指定して請求することができる。

- (1) 同居者以外の者を同居させたとき。
  - (2) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
  - (3) 使用期間満了日においてもなお市営住宅の返還を行わないとき。
  - (4) 市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持することを怠ったとき（同居者が該当する場合を含む。）。
  - (5) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき（同居者が該当する場合を含む。）。
  - (6) 市営住宅を緊急一時的な施設以外の用途に使用したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
  - (7) 市営住宅を他の者に貸し、又はその一時使用の権利を他の者に譲渡したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
  - (8) 第9条に規定する検査を受けないとき。
- 2 一時使用者は、前項の請求を受けたときは、指定期日までに市営住宅を返還しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、指定期日の翌月から損害金として近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の金銭を徴収するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

# 市営住宅一時使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所  
申請者 氏名  
連絡先

下記のとおり市営住宅を一時使用したいので申請します。

## 記

### 1 使用希望住宅

### 2 使用目的

ウクライナから避難し住居がないため、緊急一時的な施設として使用する。

### 3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

### 4 同居者

### 5 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 避難民に該当することがわかる書類(日本国領事官等が発給した査証等)
- (3) 身分を証明出来る書類(在留カード等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

### 6 同意事項

- (1) 使用許可条件を遵守することはもとより、使用期間が終了するまでには、必ず市営住宅を返還すること。
- (2) この一時使用については、事前に通告がなくても、使用期間が終了する日をもって当然に終了し、自動更新とはならないこと。
- (3) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号) 第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

# 誓 約 書

船橋市長 あて

私が、このたび一時使用を許可される市営住宅については、許可条件を遵守して使用し、また、緊急一時的措置の趣旨にのっとり、定められた期限までに必ず返還いたします。

年 月 日

住所

氏名

市営住宅一時使用許可更新申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所  
申請者 氏名  
連絡先

年 月 日付け 船住第 号により一時使用の許可を得ておりますが、市営住宅を引き続き使用したいので下記のとおり申請します。

記

1 使用希望住宅

2 使用目的

ウクライナから避難し住居がないため、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 同居者

5 同意事項

- (1) 使用許可条件を遵守することはもとより、使用期間が終了するまでには、必ず市営住宅を返還すること。
- (2) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。